

公共施設在り方方針等策定支援委託業者選定審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の公共施設の機能・役割の整理及び他の自治体等の先進事例収集に当たって的確な手法が具体的に提案されているかについて評価する。

2 仕様書（案）に基づく企画提案書の内容について

(1) 市民ワークショップの運営方法等についてファシリテーターとしての実績がある者の確保など、運営体制が確保されているか。

(2) 公共施設の在り方・再編の検討について、的確な手法が具体的に提案されているか。

(3) 学校施設の活用の検討について、的確な手法が具体的に提案されているか。

(4) 学校施設の活用（集約・複合化）におけるシミュレーションについて、的確な手法が具体的に提案されているか（試算手法を含む。）。

(5) パブリックコメント、市民説明会の実施について、的確な支援策が提案されているか。

(6) 検討委員会の運営補助について、的確な支援策が提案されているか。

3 業務スケジュールについて

事業全体のスケジュール及び事業の進め方・工程管理は合理的かつ具体的に設定されているかについて評価する。

4 業務実績について

公共施設の在り方及び学校施設の活用方針等の類似業務の受託実績は十分あるかについて評価する。

5 業務体制について

専門的な知識及び経験等を有する人材を適切に配置しているか。また、業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるかについて評価する。

6 提案書について

デザイン等に工夫があり、分かりやすいものとなっているか。また、独自の提案等があり、有効なものとなっているかについて評価する。

7 見積額について

提案内容に対してコストパフォーマンスは優れているかについて評価する。

8 プレゼンテーションについて

- (1) 企画提案書の内容を分かりやすく所要時間内に説明しているか。
- (2) 業務責任者及び業務担当者はコミュニケーション能力が高く、熱意が感じられるか。
- (3) 質問に対し、的確かつ簡潔明瞭に答えているか。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合